第４章　乗車券類の効力

第１節　通則

（乗車券類の使用条件）

第 147 条　乗車券類は、その券面表示事項に従つて１回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券類は、１券片をもつて１人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

２　第 208 条後段の規定により、別表第２号の２に掲げる行程表又は席番表を添付して発売した団体乗車券（第 223 条の規定により団体乗車券として発売した特殊指定共通券を含む。）は、当該行程表又は席番表とともに使用する場合に限つて相当の団体乗車券とする。

３　指定券であつて、当該指定券に記載する内容の一部に代えるため、別表第３号に掲げる指定席券を交付したものについては、当該指定席券とともに使用する場合に限つて相当の指定券とする。

４　原乗車券又は原急行券とともに使用することを条件とした乗車変更用の乗車券類は、原乗車券又は原急行券とともに使用する場合に限つて相当の乗車券類とする。

５　同一旅客は、同一区間に対して有効な２枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その１枚のみを使用することができる。同一旅客が、同一区間に対し有効な２枚以上の指定券を所持する場合についてまた同じ。

６　乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

（乗車券類の効力の特例）

第 148 条　乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

(1)　特別車両定期乗車券を使用して普通列車の特別車両以外の座席車に乗車する場合又は自由席特別車両券(A)を使用して普通列車の自由席特別車両に乗車する場合

(2)　大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合

(3)　乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

（券面表示事項が不明又は不備の乗車券類）

第 149 条　乗車券類は、その券面表示事項が不明となつたときは、使用することができない。

２　前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあつては、発行駅）に差し出して書替を請求することができる。

３　前項の規定により旅客から書替の請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限つて、当該乗車券類と引換に再交付の取扱いをする。

４　前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整つていない乗車券類について準用する。

（不乗区間に対する取扱い）

第 150 条　旅客は、第 148 条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

（有効期間の起算日）

第 151 条　乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

（小児用乗車券類の効力の特例）

第 152 条　小児用の乗車券類（定期乗車券及び別に定める割引の普通回数乗車券を除く。）は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であつても、第 147 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

２　前項の規定により小児用の普通乗車券を使用する旅客は、その乗車券と同時に使用する場合に限り、第 147 条の規定にかかわらず、小児用の急行券又は座席指定券を使用することができる。

（乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方）

第 153 条　旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであつて、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第２節　乗車券の効力

（有効期間）

第154条　乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

⑴　普通乗車券

営業キロが100キロメートルまでのときは１日、100キロメートルを超え200キロメートルまでのときは２日とし、200キロメートルを超えるものは、200キロメートルまでを増すごとに、200キロメートルに対する有効期間に１日を加えたものとする。ただし、第156条第２号に規定する大都市近郊区間内相互発着（大都市近郊区間の外を経る場合を除く。以下同じ。）の乗車券の有効期間は、１日とする。

⑵　定期乗車券

イ　通勤定期乗車券及び通学定期乗車券

１箇月、３箇月又は６箇月とする。

ロ　特別車両定期乗車券

１箇月又は３箇月とする。

２　第 69 条から第 71 条まで及び第 86 条から第 88 条までの規定によつて、旅客運賃の計算をする普通乗車券の有効期間は、その旅客運賃を計算する場合の営業キロによつて計算する。この場合、運賃計算キロによつて旅客運賃を計算するときにおいても、当該区間の営業キロによる。

３　旅客運賃が同額のため、２駅以上を共通の着駅とした普通乗車券の有効期間は、第１項第１号の規定にかかわらず、その最遠駅着の営業キロによつて計算する。

（継続乗車）

第 155 条　入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車をしないでそのまま旅行を継続する場合に限つて、その券面に表示された着駅までは、第 147 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。この場合、接続駅において設備又は時間の関係上、旅客を一時出場させて、列車に接続のため待合せをさせるときは、指定した列車に乗り継ぐ場合に限り、継続乗車しているものとみなす。

（途中下車）

第156条　旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため２駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅）以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。

⑴　全区間の営業キロが 100 キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、旅客鉄道会社が指定した駅に下車するときを除く。

⑵　次に掲げる区間（以下「大都市近郊区間」という。）内相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅

イ　東京附近にあっては、東海道本線中東京・熱海間及び品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間、山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・塩尻間及び岡谷・辰野・塩尻間、青梅線、五日市線、八高線、小海線中小淵沢・野辺山間、篠ノ井線、大糸線中松本・白馬間、東北本線中東京・黒磯間（第 16 条の２の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）東京・那須塩原間を除く。）、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・浪江間、川越線、高崎線（第 16 条の２の規定にかかわ

らず、高崎線（新幹線）大宮・高崎間を除く。）、上越線中高崎・水上間、吾妻線、両毛線、水戸線、日光線、烏山線、水郡線中水戸・常陸大子間及び上菅谷・常陸太田間、信越本線中高崎・横川間及び篠ノ井・長野間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里線及び東金線（以下これらの区間を「東京近郊区間」という。）

（注） 東海道本線（新幹線）中東京・熱海間は、東京近郊区間に含まない。

ロ 大阪附近にあっては、東海道本線中米原・神戸間（第16条の２の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）新大阪・新神戸間を除く。）、山陽本線中神戸・相生間（第16条の２の規定にかかわらず、山陽本線（新幹線）新神戸・西明石間を除く。）及び兵庫・和田岬間、湖西線、おおさか東線、大阪環状線、桜島線、ＪＲ東西線、福知山線中尼崎・谷川間、北陸本線中米原・近江塩津間、加古川線、赤穂線中相生・播州赤穂間、山陰本線中京都・園部間、関西本線中柘植・ＪＲ難波間、草津線、奈良線、桜井線、片町線、和歌山線、阪和線及び関西空港線（以下これらの区間を「大阪近郊区間」という。）

ハ 福岡附近にあっては、鹿児島本線中門司港・鳥栖間、香椎線、篠栗線、日豊本線中小倉・行橋間、日田彦山線中城野・添田間、筑豊本線、後藤寺線及び博多南線（以下これらの区間を「福岡近郊区間」という。）

（注） 鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間は、福岡近郊区間に含まない。

ニ 新潟附近にあっては、上越線中小千谷・宮内間、磐越西線中五泉・新津間、羽越本線中新津・村上間、白新線、信越本線中直江津・新潟間（第 16 条の２の規定にかかわらず、信越本線（新幹線）長岡・新潟間を除く。）、越後線及び弥彦線（以下これらの区間を「新潟近郊区間」という。）

ホ 仙台附近にあっては、東北本線中矢吹・平泉間（第 16 条の２の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）郡山・一ノ関間を除く。）、岩切・利府間及び松島・高城町間、常磐線中小高・岩沼間、仙山線、仙石線、石巻線、磐越東線中船引・郡山間、磐越西線中郡山・喜多方間、奥羽本線中福島・新庄間（奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。）、左沢線及び陸羽東線（以下これらの区間を「仙台近郊区間」という。）

⑶ 第 86 条及び第 87 条の規定によって発売した乗車券を使用する場合は、当該乗車券の券面に表示された特定都区市内又は東京山手線内にある駅

⑷ 普通回数乗車券を使用する場合は、その券面に表示された区間内の駅

⑸ 第 249 条から第 250 条の２までの規定により区間変更の取扱いをする場合で、原乗車券の発駅から変更着駅までの区間が大都市近郊区間内相互発着となるときは、変更後の乗車券の券面区間内の駅

⑹ 当社が特に途中下車できる駅を指定した場合は、その指定した駅以外の駅

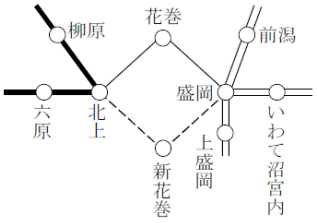
（選択乗車）

第 157 条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の═線区間以遠の駅と━線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によつて旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、２枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。

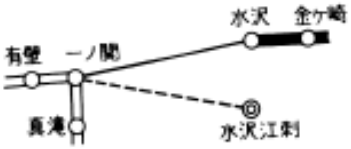
⑴ あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の各駅と一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅との相互間（仙台・小牛田間、仙台・古川間）（一ノ関・小牛田間、一ノ関・古川間）



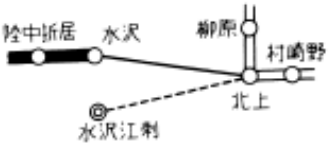
(2)　北上以遠（六原又は柳原方面）の各駅と、盛岡以遠（いわて沼宮内、前潟又は上盛岡方面）の各駅との相互間（北上・花巻間、北上・新花巻間）（盛岡・花巻間、盛岡・新花巻間）



(3)　一ノ関以遠（有壁又は真滝方面）の各駅と水沢江刺又は水沢以遠（金ヶ崎方面）の各駅との相互間（一ノ関・水沢間、一ノ関・水沢江刺間）



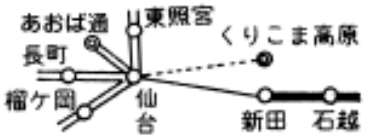
(4)　北上以遠（村崎野又は柳原方面）の各駅と水沢江刺又は水沢以遠（陸中折居方面）の各駅との相互間（北上・水沢間、北上・水沢江刺間）



(5)　あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の各駅と一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅との相互間（仙台・新田間、仙台・くりこま高原間）（一ノ関・新田間、一ノ関・くりこま高原間）



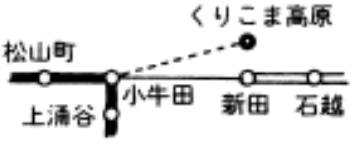
(6)　あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の各駅とくりこま高原又は新田以遠（石越方面）の各駅との相互間（仙台・新田間、仙台・くりこま高原間）



(7)　一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅とくりこま高原又は新田以遠（梅ヶ沢方面）の各駅との相互間（一ノ関・新田間、一ノ関・くりこま高原間）



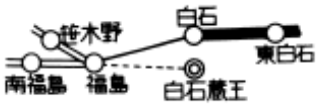
(8)　小牛田以遠（松山町又は上涌谷方面）の各駅とくりこま高原又は新田以遠（石越方面）の各駅との相互間（小牛田・くりこま高原間、小牛田・新田間）



(9)　福島以遠（南福島又は笹木野方面）の各駅とあおば通又は仙台以遠（東照宮、東仙台又は榴ヶ岡方面）の各駅との相互間（福島・白石間、福島・白石蔵王間）（仙台・白石間、仙台・白石蔵王間）



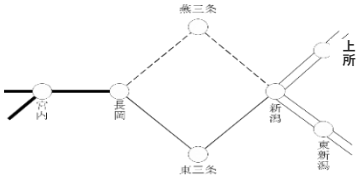
(10) 福島以遠（南福島又は笹木野方面）の各駅と白石蔵王又は白石以遠（東白石方面）の各駅との相互間（福島・白石間、福島・白石蔵王間）



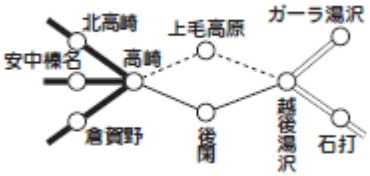
(11) あおば通又は仙台以遠（東照宮、東仙台又は榴ヶ岡方面）の各駅と白石蔵王又は白石以遠（越河方面）の各駅との相互間（仙台・白石間、仙台・白石蔵王間）



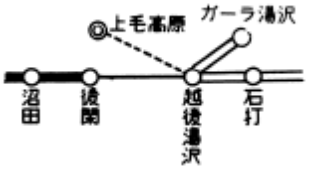
(12) 長岡以遠（宮内方面）の各駅と新潟以遠（上所又は東新潟方面）の各駅との相互間（長岡・燕三条間、長岡・東三条間）（新潟・燕三条間、新潟・東三条間）



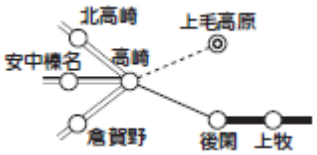
(13) 高崎以遠（倉賀野、北高崎又は安中榛名方面）の各駅と越後湯沢以遠（石打又はガーラ湯沢方面）の各駅との相互間（高崎・後閑間、高崎・上毛高原間）（越後湯沢・後閑間、越後湯沢・上毛高原間）



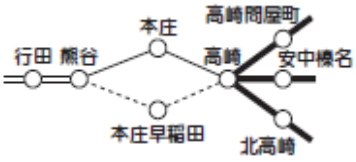
(14) 越後湯沢以遠（石打又はガーラ湯沢方面）の各駅と上毛高原又は後閑以遠（沼田方面）の各駅との相互間（越後湯沢・後閑間、越後湯沢・上毛高原間）



(15) 高崎以遠（倉賀野、北高崎又は安中榛名方面）の各駅と上毛高原又は後閑以遠（上牧方面）の各駅との相互間（高崎・後閑間、高崎・上毛高原間）



⑯ 熊谷以遠（行田方面）の各駅と高崎以遠（高崎問屋町、北高崎又は安中榛名方面）の各駅との相互間（熊谷・本庄間、熊谷・本庄早稲田間）（高崎・本庄間、高崎・本庄早稲田間）



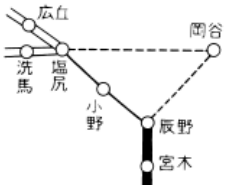
⑰ 熊谷以遠（行田方面）の各駅と本庄早稲田又は本庄以遠（神保原方面）の各駅との相互間（熊谷・本庄間、熊谷・本庄早稲田間）



⑱ 高崎以遠（高崎問屋町、北高崎又は安中榛名方面）の各駅と本庄早稲田又は本庄以遠（岡部方面）の各駅との相互間（高崎・本庄間、高崎・本庄早稲田間）



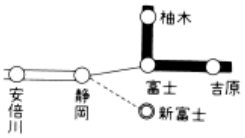
⑲　辰野以遠（宮木方面）の各駅と塩尻以遠（洗馬又は広丘方面）の各駅との相互間（小野経由、岡谷経由）。この場合、乗車券の券面に表示された経路以外の区間内では途中下車の取扱いをしない。



⑳　三島以遠（函南方面）の各駅と、新富士又は富士以遠（富士川又は柚木方面）の各駅との相互間（静岡・富士間、静岡・新富士間）



㉑ 静岡以遠（安倍川方面）の各駅と、新富士又は富士以遠（吉原又は柚木方面）の各駅との相互間（静岡・富士間、静岡・新富士間）



㉒ 三島以遠（函南方面）の各駅と、静岡以遠（安倍川方面）の各駅との相互間（三島・富士間、三島・新富士間）（静岡・富士間、静岡・新富士間）



㉓ 名古屋以遠（尾頭橋又は八田方面）の各駅と、岐阜羽島又は岐阜以遠（西岐阜又は長森方面）の各駅との相互間（名古屋・岐阜間、名古屋・岐阜羽島間）。ただし、金山・名古屋間各駅と岐阜の相互間発着及び金山・名古屋間各駅と岐阜羽島の相互間発着となるものを除く。



㉔ 米原以遠（彦根又は坂田方面）の各駅と、岐阜羽島又は岐阜以遠（木曽川又は長森方面）の各駅との相互間（米原・岐阜間、米原・岐阜羽島間）



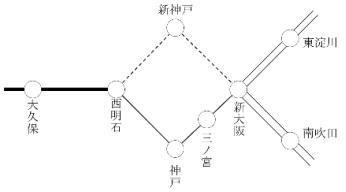
㉕ 名古屋以遠（尾頭橋又は八田方面）の各駅と、米原以遠（彦根又は坂田方面）の各駅との相互間（名古屋・岐阜間、名古屋・岐阜羽島間）（米原・岐阜間、米原・岐阜羽島間）



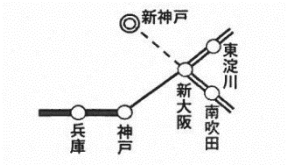
㉖ 大阪以遠（天満又は福島方面）の各駅と、西明石以遠（大久保方面）の各駅との相互間（東海道本線及び山陽本線経由、新幹線経由）。この場合、乗車券の券面に表示された経路以外の区間内では途中下車の取扱いをしない。



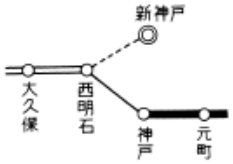
㉗ 新大阪以遠（東淀川又は南吹田方面）の各駅と、西明石以遠（大久保方面）の各駅との相互間（新大阪・三ノ宮又は神戸間、新大阪・新神戸間）（西明石・神戸又は三ノ宮間、西明石・新神戸間）



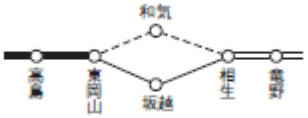
(28) 新大阪以遠（東淀川方面又は南吹田方面）の各駅と、新神戸又は神戸以遠（兵庫方面）の各駅との相互間（新大阪・神戸間、新大阪・新神戸間）



(29) 西明石以遠（大久保方面）の各駅と、新神戸又は神戸以遠（元町方面）の各駅との相互間（西明石・神戸間、西明石・新神戸間）



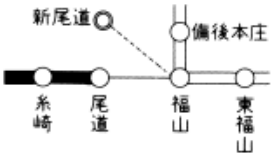
(30) 相生以遠（竜野方面）の各駅と東岡山以遠（高島方面）の各駅との相互間（山陽本線経由、赤穂線経由）



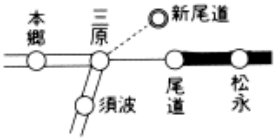
(31) 向井原以遠（伊予市方面）の各駅と伊予大洲以遠（西大洲方面）の各駅との相互間（伊予長浜経由、内子経由）



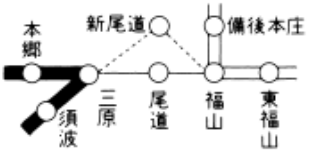
(32) 福山以遠（東福山又は備後本庄方面）の各駅と、新尾道又は尾道以遠（糸崎方面）の各駅との相互間（福山・尾道間、福山・新尾道間）



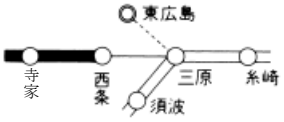
(33) 三原以遠（本郷又は須波方面）の各駅と、新尾道又は尾道以遠（松永方面）の各駅との相互間（三原・尾道間、三原・新尾道間）



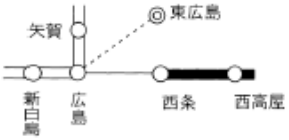
(34) 福山以遠（東福山又は備後本庄方面）の各駅と、三原以遠（本郷又は須波方面）の各駅との相互間（福山・尾道間、福山・新尾道間）（三原・尾道間、三原・新尾道間）



(35) 三原以遠（糸崎又は須波方面）の各駅と、東広島又は西条以遠（寺家方面）の各駅との相互間（三原・西条間、三原・東広島間）



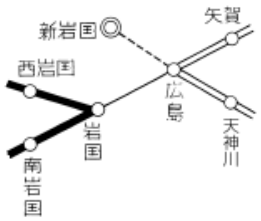
(36) 広島以遠（新白島又は矢賀方面）の各駅と、東広島又は西条以遠（西高屋方面）の各駅との相互間（広島・西条間、広島・東広島間）



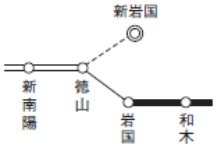
(37) 三原以遠（糸崎又は須波方面）の各駅と、広島以遠（新白島又は矢賀方面）の各駅との相互間（三原・西条間、三原・東広島間）（広島・西条間、広島・東広島間）



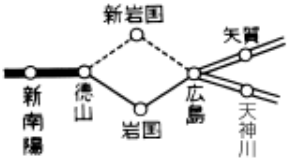
(38) 広島以遠（天神川又は矢賀方面）の各駅と、新岩国又は岩国以遠（南岩国又は西岩国方面）の各駅との相互間（広島・岩国間、広島・新岩国間）



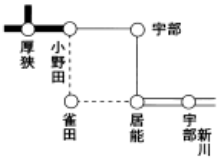
(39) 徳山以遠（新南陽方面）の各駅と、新岩国又は岩国以遠（和木方面）の各駅との相互間（徳山・岩国間、徳山・新岩国間）



(40) 広島以遠（天神川又は矢賀方面）の各駅と、徳山以遠（新南陽方面）の各駅との相互間（広島・岩国間、広島・新岩国間）（徳山・岩国間、徳山・新岩国間）



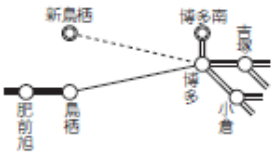
(41) 居能以遠（宇部新川方面）の各駅と、小野田以遠（厚狭方面）の各駅との相互間（宇部線及び山陽本線経由、小野田線経由）



(42) 新山口以遠（四辻又は周防下郷方面）の各駅と、宇部以遠（小野田方面）の各駅との相互間（山陽本線経由、宇部線経由）



(43) 博多南又は博多以遠（吉塚又は小倉方面）の各駅と、新鳥栖又は鳥栖以遠（肥前旭方面）の各駅との相互間（博多・鳥栖間、博多・新鳥栖間）



(44) 久留米以遠（荒木又は久留米高校前方面）の各駅と、新鳥栖又は鳥栖以遠（田代方面）の各駅との相互間（久留米・鳥栖間、久留米・新鳥栖間）



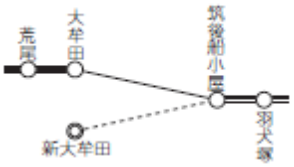
(45) 博多南又は博多以遠（吉塚又は小倉方面）の各駅と、久留米以遠（荒木又は久留米高校前方面）の各駅との相互間（博多・鳥栖間、博多・新鳥栖間）（久留米・鳥栖間、久留米・新鳥栖間）



(46) 筑後船小屋以遠（羽犬塚方面）の各駅と、熊本以遠（西熊本又は平成方面）の各駅との相互間（筑後船小屋・大牟田間、筑後船小屋・新大牟田間）（大牟田・玉名間、新大牟田・新玉名間）（熊本・玉名間、熊本・新玉名間）



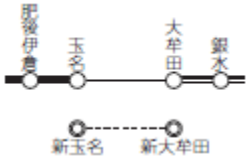
(47) 筑後船小屋以遠（羽犬塚方面）の各駅と、新大牟田又は大牟田以遠（荒尾方面）の各駅との相互間（筑後船小屋・大牟田間、筑後船小屋・新大牟田間）



(48) 筑後船小屋以遠（羽犬塚方面）の各駅と、新玉名又は玉名以遠（肥後伊倉方面）の各駅との相互間（筑後船小屋・大牟田間、筑後船小屋・新大牟田間）（大牟田・玉名間、新大牟田・新玉名間）



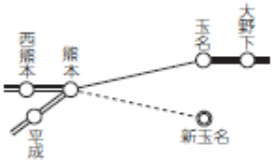
(49) 大牟田以遠（銀水方面）の各駅と、玉名以遠（肥後伊倉方面）の各駅との相互間又は新大牟田・新玉名間（大牟田・玉名間、新大牟田・新玉名間）



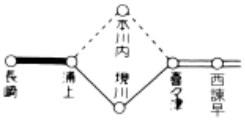
(50) 熊本以遠（西熊本又は平成方面）の各駅と、新大牟田又は大牟田以遠（銀水方面）の各駅との相互間（熊本・玉名間、熊本・新玉名間）（玉名・大牟田間、新玉名・新大牟田間）



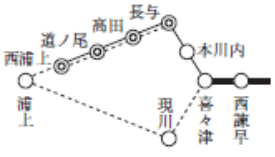
(51) 熊本以遠（西熊本又は平成方面）の各駅と、新玉名又は玉名以遠（大野下方面）の各駅との相互間（熊本・玉名間、熊本・新玉名間）



(52) 喜々津以遠（西諫早方面）の各駅と、浦上又は長崎駅との相互間（現川経由、本川内経由）



(53) 喜々津以遠（西諫早方面）の各駅と、長与・西浦上間各駅との相互間（現川経由、本川内経由）。この場合、乗車券の券面に表示された経路以外の長与・西浦上間内では、途中下車の取扱いをしない。



(54) 東園・本川内間各駅と、浦上又は長崎駅との相互間（長与経由、現川経由）



2　大都市近郊区間内相互発着の普通乗車券及び普通回数乗車券（併用となるものを含む。）を所持する旅客は、その区間

内においては、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、同区間内の他の経路を選択して乗車することができる。

（注） 東北本線（新幹線）中東京・那須塩原間、高崎線（新幹線）中大宮・高崎間、東海道本線（新幹線）中新大阪・新神戸間及び山陽本線（新幹線）中新神戸・西明石間、信越本線（新幹線）中長岡・新潟間並びに東北本線（新幹線）中郡山・一ノ関間は大都市近郊区間に含まないが、大都市近郊区間内相互発着の普通乗車券及び普通回数乗車券であっても、その旅客運賃計算経路が第16条の２の規定により同一の線路として取り扱う線区を経由する場合（第70条第１項に掲げる図の太線区間を通過するため、同区間内の経路の指定を行わない場合を含む。）に限り、乗車の取扱いをすることができる。

３　前項の場合、普通乗車券を所持する旅客が、他の経路を乗車中に途中駅において下車したときは、区間変更として取り扱う。

４　全区間の営業キロが100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券又は普通回数乗車券を使用して第１項第20号から第25号までの規定により乗車する旅客が、列車を乗り継ぐために下車を希望するときは、第156条ただし書第１号及び第４号の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより下車することができる。ただし、２枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合を除く。

⑴　第１項第20号から第22号までの規定により乗車する旅客は、富士駅で下車して出場した後に新富士駅で列車に乗り継いで、又は新富士駅で下車して出場した後に富士駅で列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、富士駅又は新富士駅発又は着となる普通乗車券又は普通回数乗車券を使用する場合を除く。

⑵　第１項第23号から第25号までの規定により乗車する旅客は、岐阜駅で下車して出場した後に岐阜羽島駅で列車に乗り継いで、又は岐阜羽島駅で下車して出場した後に岐阜駅で列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、岐阜駅又は岐阜羽島駅発又は着となる普通乗車券又は普通回数乗車券を使用する場合を除く。

（特定区間におけるう回乗車）

第158条　第69条の規定を適用して発売した乗車券を所持する旅客は、同条第１項各号の規定の末尾に記載されたかっこ内の○印のない経路をう回して乗車することができる。

２　第69条第１項各号の区間内において２枚以上の普通乗車券を併用して乗車する旅客は、その券面に表示された経路にかかわらず、同号かっこ内の他方の経路を乗車することができる。ただし、他方の経路の乗車中においては、途中下車をすることができない。

（特定区間を通過する場合のう回乗車）

第159条　第70条第１項の規定を適用して発売した普通乗車券、普通回数乗車券又は団体乗車券を所持する旅客は、同項に掲げる図の太線区間を通過する場合には、この区間をう回して乗車することができる。

２　第70条第２項の規定を適用して発売した普通乗車券、普通回数乗車券又は団体乗車券を所持する旅客は、第69条第１項第５号に掲げるいずれかの経路及び第70条第１項に掲げる図の太線区間をう回して乗車することができる。

３　第70条第３項の規定を適用して発売した普通乗車券、普通回数乗車券又は団体乗車券を所持する旅客は、同条第１項に掲げる図の太線区間を通過する場合には、この区間（東海道本線中東京・品川間及び山手線中品川・代々木間を除く。）をう回して乗車することができる。

（特定区間発着の場合のう回乗車）

第160条　第70条第１項に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客は、

その区間内においては、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、う回して乗車することができる。ただし、別に定める場合を除き、う回乗車区間内では、途中下車をすることはできない。

2　前項の規定にかかわらず、第 70 条第１項に掲げる図の太線区間内相互発着となる乗車券を所持する旅客は、東北本線（新幹線）東京・上野間をう回して乗車することはできない。

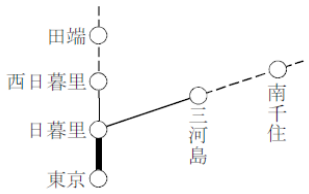
3　第 70 条第１項に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券を所持する旅客が、第１項の規定によりう回乗車した場合において、そのう回中の途中駅に下車したときは、区間変更として取り扱う。

（特定の分岐区間に対する区間外乗車の特例）

第 160 条の２　次の各号に掲げる各駅相互間発着（第 157 条第２項の規定により当該区間を乗車する場合を含む。）の乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。

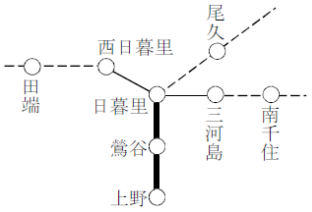
⑴　西日暮里以遠（田端方面）の各駅と三河島以遠（南千住方面）の各駅との相互間

日暮里・東京間（定期乗車券にあっては、特別車両定期乗車券を除くものとし、日暮里・上野間に限る。）



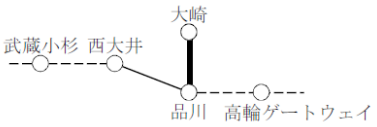
⑵　日暮里、鶯谷又は西日暮里以遠（田端方面）若しくは三河島以遠（南千住方面）の各駅と、尾久駅との相互間（特別車両定期乗車券を使用する旅客を除く。）

日暮里・上野間及び鶯谷・上野間



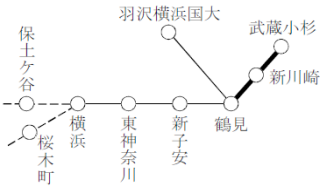
⑶　西大井以遠（武蔵小杉方面）の各駅と品川以遠（高輪ゲートウェイ方面）の各駅との相互間

品川・大崎間



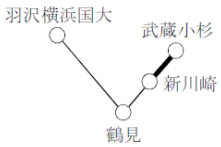
⑷　横浜以遠（保土ケ谷又は桜木町方面）の各駅と羽沢横浜国大駅との各駅相互間

鶴見・武蔵小杉間



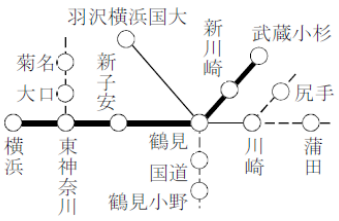
⑸　新川崎駅と羽沢横浜国大駅との相互間

新川崎・武蔵小杉間



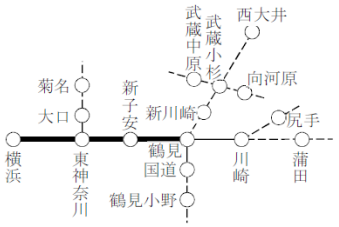
⑹　鶴見、新子安、東神奈川又は川崎以遠（蒲田又は尻手方面）、国道以遠（鶴見小野方面）若しくは大口以遠（菊名方面）の各駅と羽沢横浜国大駅との各駅相互間

鶴見・横浜間、新子安・横浜間、東神奈川・横浜間及び鶴見・武蔵小杉間



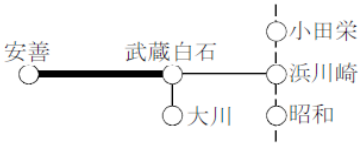
⑺　鶴見、新子安、東神奈川又は川崎以遠（蒲田又は尻手方面）、国道以遠（鶴見小野方面）若しくは大口以遠（菊名方面）の各駅と、新川崎、西大井又は武蔵小杉以遠（武蔵中原又は向河原方面）の各駅との相互間

鶴見・横浜間、新子安・横浜間及び東神奈川・横浜間



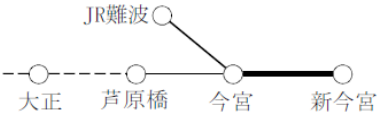
⑻　武蔵白石又は浜川崎以遠（小田栄又は昭和方面）の各駅と、大川駅との相互間

武蔵白石・安善間



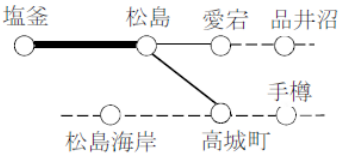
⑼　今宮又は芦原橋以遠（大正方面）の各駅と、ＪＲ難波駅との相互間

今宮・新今宮間



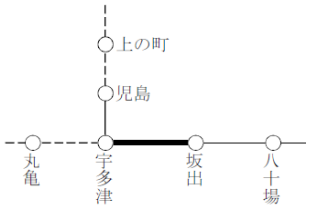
⑽　松島又は愛宕以遠（品井沼方面）の各駅と高城町以遠（松島海岸又は手樽方面）の各駅との相互間

松島・塩釜間



⑾　宇多津以遠（丸亀方面）の各駅と児島以遠（上の町方面）の各駅との相互間（坂出以遠（八十場方面）の各駅と児島以遠（上の町方面）の各駅とに直通する列車に乗車する場合に限る。）

宇多津・坂出間



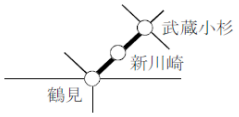
（特定都区市内等における折返し乗車の特例）

第 160 条の３　特定都区市内発若しくは着又は東京山手線内発若しくは着となる普通乗車券を所持する旅客は、列車に乗り継ぐため同区間内の一部が復乗となる場合は、当該区間について乗車することができる。

２　次の各号に掲げる第 86 条の規定により発売した特定都区市内発又は着の普通乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。

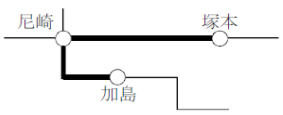
⑴　同条第１項第２号の規定により発売した横浜市内発又は着の普通乗車券

鶴見・武蔵小杉間



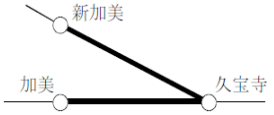
⑵　同条第１項第５号の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券

塚本・尼崎間及び尼崎・加島間



⑶　同条第１項同号の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券

加美・久宝寺間及び久宝寺・新加美間



（分岐駅通過列車に対する区間外乗車の特例）

第 160 条の４　次に掲げる区間の左方の駅を通過する列車に乗車するため、同駅から分岐する線区にまたがる乗車券を所持する（次に掲げる区間の左方の駅を通過する列車からの乗継を含む。）旅客（定期乗車券を所持する旅客を除く。）が、同区間を乗車する場合は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、乗車券面の区間外であっても乗車することができる。

東釧路・釧路間
新旭川・旭川間
白石・札幌間
桑園・札幌間
沼ノ端・苫小牧間
川部・弘前間
追分・秋田間
羽前千歳・山形間
北山形・山形間
安積永盛・郡山間
余目・酒田間
宮内・長岡間
宝積寺・宇都宮間
神田・東京間
代々木・新宿間
新前橋・高崎間
倉賀野・高崎間
東神奈川・横浜間
塩尻・松本間
金山・名古屋間
近江塩津・敦賀間
山科・京都間
新大阪・大阪間
尼崎・大阪間
東岡山・岡山間
倉敷・岡山間
備中神代・新見間
伯耆大山・米子間
宇多津・丸亀間
多度津・丸亀間
池谷・勝瑞間
佐古・徳島間
佃・阿波池田間
向井原・伊予市間
北宇和島・宇和島間

海　田　市・広　　島間
横　　川・広　　島間
幡　　生・下　　関間
西　小　倉・小　　倉間
吉　　塚・博　　多間
久　保　田・佐　　賀間
城　　野・小　　倉間
浦　　上・長　　崎間
宇　　土・熊　　本間
田　　吉・南　宮　崎間

（注）西小倉・小倉間又は吉塚・博多間について、新幹線に乗車する場合の取扱いは別に定める。

2　次に掲げる区間に限り、第 157 条第２項の規定により乗車中の場合は、前項に準じて当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。

羽前千歳・山　　形間
北　山　形・山　　形間
宮　　内・長　　岡間
神　　田・東　　京間
代　々　木・新　　宿間
新　前　橋・高　　崎間
倉　賀　野・高　　崎間
東神奈川・横　　浜間
塩　　尻・松　　本間
山　　科・京　　都間
新　大　阪・大　　阪間
尼　　崎・大　　阪間
西　小　倉・小　　倉間
吉　　塚・博　　多間
城　　野・小　　倉間

（小倉・門司港間に係る区間外乗車の特例）

第 160 条の５　小倉・門司港間を折り返して直通運転する列車に乗車する旅客は、小倉・門司港間のうち小倉駅以外の駅において途中で出場しない限り当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。

（特定列車による折返し区間外乗車の特例）

第 160 条の６　次に掲げる区間を折り返して直通運転する列車に乗車する旅客は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。

白　　石・札　　幌間
川　　部・弘　　前間
北　山　形・山　　形間
宮　　内・長　　岡間

日　暮　里・上　　野間
金　　山・名　古　屋間
倉　　敷・岡　　山間
備中神代・新　　見間
宇　多　津・高　　松間
長　門　市・仙　　崎間
幡　　生・下　　関間
西　小　倉・門　司　港間
西　小　倉・小　　倉間
江　　北・肥　前　浜間
田　　吉・宮崎空港間

（特定列車によるう回乗車の取扱いの特例）

第160条の７　第70条の２第２項の規定により発売した乗車券を所持する旅客は、同条第１項各号に掲げる列車に乗車する場合に限り、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、同条第１項各号の規定の末尾に記載されたかっこ内の〇印のない経路を当該列車によりう回して乗車することができる。ただし、う回乗車区間内においては、途中で下車することはできない。

２　前項の規定によるう回乗車中の旅客が、そのう回乗車区間において下車したときは、区間変更として取り扱う。

（定期乗車券による急行列車等への乗車禁止）

第161条　旅客は、別に定める場合を除き、定期乗車券を使用して、次の各号の列車又は車両に乗車することができない。

(1) 急行列車

(2) 運輸上の必要により当社が特に指定する列車

(3) 寝台券又は座席指定券を必要とする車両

(4) 特別車両（特別車両定期乗車券を使用して普通列車の特別車両に乗車する場合を除く。）

第162条　削除

第163条　削除

（割引普通回数乗車券の効力）

第163条の２　旅客運賃割引証によつて購入した割引普通回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限つて有効とする。

（改氏名の場合の定期乗車券の書替）

第164条　定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

２　前項の書替を請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

（乗車券が前途無効となる場合）

第 165 条　乗車券（普通回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の１に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

(1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。

(2) 旅客が第 312 条第１項第１号・第 313 条又は第 314 条の取扱いを受けたとき。

(3) 鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 42 条の規定によつて車外に退去させられたとき。

（前途無効となる乗車券の特例）

第 166 条　旅客が第 86 条及び第 87 条又は第 160 条（第 70 条第１項に掲げる図の太線区間内相互発着の場合を除く。）の場合の乗車券を使用して、発駅と同一の特定都区市内若しくは東京山手線内又は第 70 条第１項に掲げる図の太線区間内にある駅に下車した場合であって、実際の乗車駅と下車駅との区間に対する普通旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を支払ったときは、前条の規定にかかわらず、その乗車券を旅行開始前又は使用開始前のものと同一の効力をもつものとして取り扱う。ただし、旅客運賃の払いもどしについては、旅行開始後又は使用開始後の乗車券として取り扱うものとする。

（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）

第 167 条　定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の１に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

(1) 使用資格者を限定して発売した割引の乗車券を当該使用資格者以外の者が使用したとき。

(2) 券面表示事項が不明となつた乗車券を使用したとき。

(3) 第 25 条第１項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。

(4) 資格等を偽つて発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。

(5) 券面表示事項（途中下車印を含む。）を、ぬり消し、又は改変して使用したとき。

(6) 区間の連続していない２枚以上の普通乗車券若しくは普通回数乗車券又は普通乗車券と普通回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。

(8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。

(9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第 155 条に規定する場合を除く。

(10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

(11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 152 条第１項に規定する場合を除く。

(12) 乗車する列車を指定した乗車券で、指定以外の列車に乗車したとき。

(13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。

(14) その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

２　前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第 168 条　定期乗車券は、次の各号の１に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。

(2) 券面表示事項が不明となつた定期乗車券を使用したとき。

(3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽つて購入した定期乗車券を使用したとき。

(4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。

(5) 区間の連続していない２枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は普通回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失つた後（第 38 条の規定による割引の定期乗車券を購入した旅客が、割引適用資格を失つたときを含む。）に使用したとき。

(8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。

(9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。

(10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第 170 条の規定による証明書を携帯していないとき。

(11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき又は第 161 条の規定に違反して乗車したとき。

(12) その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

２　前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

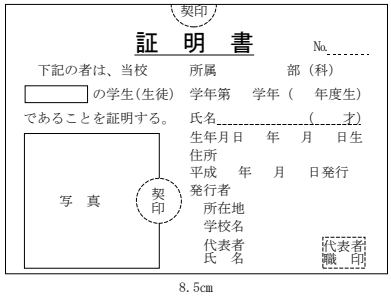
第 169 条　削除

（通学定期乗車券等の効力）

第 170 条　通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限つて有効とする。

(1) 一般用

表



裏

（注　　意）

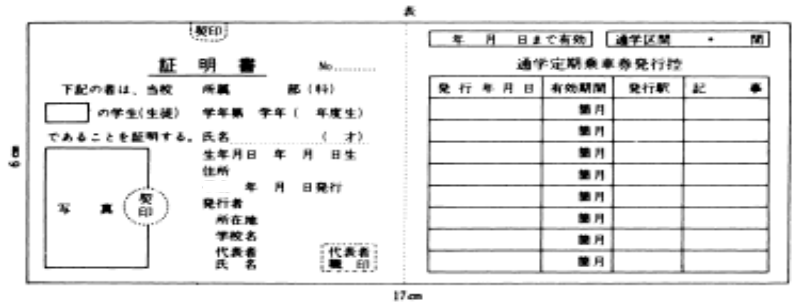
(1)　この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。

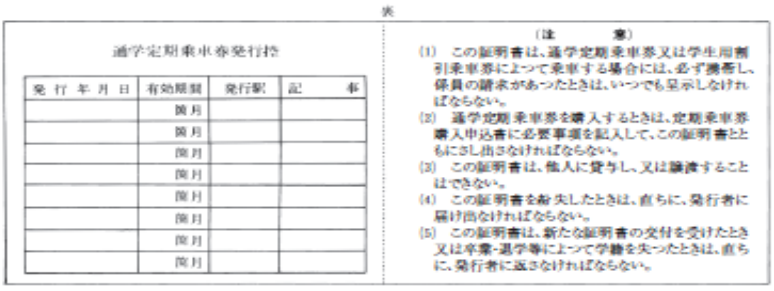
(2)　この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

(3)　この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。

(4)　この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(2) 通学定期乗車券購入兼用





備考 (1) □内には、学校種別又は指定番号を表示する。

(2) 第38条の規定により割引定期乗車券を購入する場合の通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては、様式表上部に区分を表示する。

(3) この証明書に用いる写真は、証明書発行前6箇月以内に撮影した縦3cm、横3cmの正面上半身のものとする。

(4) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1箇月に限り、省略することができる。

(5) 中学校第3学年以下の生徒・児童及び幼児の証明書は、写真を省略したものとすることができる。

(6) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては様式の上部余白に指定発売駅を表示する。

(7) 通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては、発行控欄以外の記入事項は発行者において記入するものとする。

(8) 通信による教育を行う学校が面接授業を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、所在地欄の上部に面接授業会場とかつこ書きし、当該面接授業会場所在地住所を記入する。

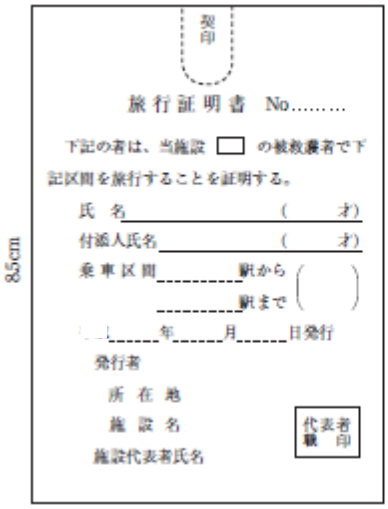
2 指定学校においてその代表者が発行した証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

（学生用割引乗車券等の効力）

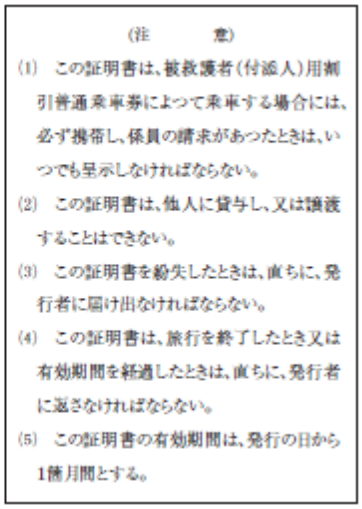
第 171 条　学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限つて使用することができる。

2　被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限つて使用することができる。

表



裏



備考　(1) □ 内には、指定番号を表示する。

(2) 乗車区間欄末尾のかつこ内には、片道・往復又は付添人だけ往復の別を表示する。

3　前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から１箇月間とする。

4　被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券（付添人だけ往復乗車として購入した復路用の普通乗車券を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

第３節　急行券の効力

（急行券の効力）

第 172 条　指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車（未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる１個の特別急行列車。ただし、第 57 条第２項第８号の規定により１枚で発売する未指定特急券で、同条同項同号の定めるところにより乗継乗車する場合は２個の特別急行列車。）、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限つて乗車することができる。

２　団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売した急行券を所持する団体旅客又は貸切旅客は、その券面に指定された急行列車に、券面に表示された区間に限つて乗車することができる。

３　指定急行券以外の急行券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の１個の急行列車（第 57 条の５第１項後段の規定により発売した遅延特約の急行券にあつては、発売当日の別に指定した急行列車）に、１回に限つて使用することができる。また、券面に区間又は営業キロ地帯が表示されているときは、当該区間又は当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであつても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。

４　次の各号に掲げる乗車券類を急行券のみに使用する旅客は、券面の表示事項にかかわらず、その券面に表示された乗車日の１個の普通急行列車に、１回に限つて、また、券面に営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、前項後段の規定を適用する。

(1)　第 214 条第１号、第 215 条第１号及び第 216 条第１号に規定する急行・特別車両券(A)（特別急行・特別車両券(A)を除く。）

(2)　第 217 条及び第 218 条に規定する急行・寝台券（特別急行・寝台券を除く。）

(3)　第 219 条及び第 220 条に規定する急行・座席指定券

(4)　第 222 条の２及び第 223 条に規定する急行・特別車両券(A)（特別急行・特別車両券(A)を除く。）、急行・寝台券（特別急行・寝台券を除く。）又は急行・座席指定券

５　第 57 条第９項の規定により発売した急行券で、急行列車と普通列車の指定席を連続して乗車する場合は、第 13 条第２項第５号の規定にかかわらず、当該普通列車の指定席にそのまま乗車することができる。

６　次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。

(1)　赤羽駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間（池袋、大崎経由）

(2)　品川駅と赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅との相互間（大崎、池袋経由）

（急行券の効力の特例）

第 172 条の２　第 160 条の５及び第 160 条の６の規定は、折返し区間に対する急行券の効力について準用する。

（未指定特急券の効力）

第 172 条の３　未指定特急券を所持する旅客は、第 172 条第１項の規定によるほか、乗車した列車に空席がある場合は座席を使用することができる。ただし、当該座席に有効な指定席特急券を所持する他の旅客が乗車した場合又は満席の場合は、立席の利用となる。

（指定席特急券の指定駅から乗車しない場合の取扱い）

第 173 条　指定席特急券（未指定特急券を除く。）は、これを所持する旅客が、その指定の乗車駅で乗車しない場合は、他の旅客にその座席又は旅客車を指定して急行券の発売をすることがある。この場合、指定駅で乗車しなかつた旅客は、当該急行券に指定された座席を請求し、又は旅客車に乗車することができない。

（急行券が無効となる場合）

第 174 条　急行券は、次の各号の１に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 使用資格者を限定して発売した割引の急行券を当該使用資格者以外の者が使用したとき

(2) 券面表示事項が不明となつた急行券を使用したとき

(3) 券面表示事項を、ぬり消し、又は改変して使用したとき

(4) 使用を開始した急行券を他人から譲り受けて使用したとき

(5) 証明書等の携帯を必要とする急行券を使用する旅客が、これを携帯していないとき

(6) 有効期間を経過した急行券を使用したとき

(7) 係員の承諾を得ないで、急行券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき

(8) 大人が小児の急行券を使用したとき。ただし、第 152 条第１項及び第２項に規定する場合を除く。

(9) 指定急行券を指定以外の急行列車（未指定特急券にあつては、その券面に指定された列車群に含まれない特別急行列車）、旅客車又は座席に使用したとき

(10) その他急行券を不正乗車の手段として使用したとき

２　前項の規定は、偽造した急行券を使用して急行列車に乗車した場合に準用する。

第４節　特別車両券の効力

（特別車両券の効力）

第 175 条　指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。

２　自由席特別車両券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の１個の特別車両に、１回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであつても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。

３　第 58 条第５項の規定により急行列車と普通列車とにまたがつて発売された特別車両券 A を所持する旅客は、第 13 条第２項の規定にかかわらず、当該普通列車の特別車両にそのまま乗車することができる。

４　第 172 条第６項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。

（特別車両券の効力の特例）

第 175 条の２　第 160 条の５及び第 160 条の６の規定は、折返し区間に対する特別車両券の効力について準用する。

（指定特別車両券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い）

第 176 条　第 173 条又は第 174 条の規定は、指定特別車両券によつて指定駅から乗車しない場合又は特別車両券が無効となる場合に準用する。

第 177 条　削除

第５節　寝台券の効力

（寝台券の効力）

第 178 条　寝台券を所持する旅客は、その券面に指定された寝台に限つて使用することができる。

（寝台券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い）

第 179 条　第 173 条又は第 174 条の規定は、寝台券によつて指定駅から乗車しない場合又は寝台券が無効となる場合に準用する。

第 180 条　削除

（寝台の使用制限）

第 181 条　同一寝台券によつて、２人以上の旅客が、１個の寝台を同時に又は交互に使用することはできない。ただし、大人が使用する場合は、小児・幼児又は乳児と合わせて２人まで、小児（第 73 条第２項第４号の規定により小児とみなした幼児及び乳児を含む。）が使用する場合は、小児・幼児又は乳児と合わせて２人まで使用することができる。

（寝台の使用区間）

第 182 条　寝台の使用区間は、当該列車の運転区間とする。ただし、別に定める列車については、運転区間の一部区間を使用区間とすることがある。

第６節　コンパートメント券の効力

（コンパートメント券の効力）

第 182 条の２　コンパートメント券を所持する旅客は、その券面に指定されたコンパートメント個室に限つて使用することができる。

（コンパートメント券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い）

第 182 条の３　第 173 条又は第 174 条の規定は、コンパートメント券によつて指定駅から乗車しない場合又はコンパートメント券が無効となる場合に準用する。

第７節　座席指定券の効力

（座席指定券の効力）

第 182 条の４　座席指定券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車若しくは座席に限つて乗車することができる。

（座席指定券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い）

第 182 条の５　第 173 条又は第 174 条の規定は、座席指定券によつて指定駅から乗車しない場合又は座席指定券が無効となる場合に準用する。